|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 労働保険事務組合事務処理規約例 新旧対照表（令和3年2月1日付け） | | |
| 頁 | 改正後 | 改正前 |
| １ | （労働保険関係等事務の受託）  第２条　（略）  　２　（略）  　３　削除 | （労働保険関係等事務の受託）  第２条　（略）  　２　（略）  　３　本事務組合に前２項の事務処理を委託することができる事業主の事業場の地域は○○○○とする。 |
| ２～３ | （被保険者の異動等に関する報告）  第８条　（略）  　２　委託組合員は、雇用保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の交付を受けている者について前項の規定による被保険者の資格の取得、転入及び氏名の変更の通知を行うときは、被保険者証を提出しなければならない。  　３　（略）  　４　本事務組合が、公共職業安定所長から被保険者の異動又は事業主の異動に関する確認通知を受けたときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。この場合には、遅滞なく事務等処理簿にその年月日を記載し、当該委託組合員の氏名を記入させるものとする。  　５　本事務組合が、雇用保険法施行規則第１０条第１項、第２項及び第１２条第１項の規定により被保険者証の交付又は返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する委託組合員に被保険者証を送付するものとする。 | （被保険者の異動等に関する報告）  第８条　（略）  　２　委託組合員は、雇用保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の交付を受けている者について前項の規定による被保険者の資格の得喪、転出入及び氏名の変更の通知を行うときは、被保険者証を提出しなければならない。  　３　（略）  　４　本事務組合が、公共職業安定所長から被保険者の異動又は事業主の異動に関する確認通知を受けたときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。この場合には、遅滞なく事務等処理簿に当該委託組合員の確認印を徴するものとする。  　５　本事務組合が、雇用保険法施行規則第１０条第１項、第２項、第１２条第１項及び第１４条第４項の規定により被保険者証の交付又は返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する委託組合員に被保険者証を送付するものとする。 |
| ３ | （離職証明書に関する報告）  第９条　（略）  　２　（略）  　３　（略）  　４　本事務組合が離職票を交付したときは、事務等処理簿にその交付した年月日を記載するものとする。    ５　（略）  1 | （離職証明書に関する報告）  第９条　（略）  　２　（略）  　３　（略）  　４　本事務組合が離職票を交付したときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、その交付を受けた者から受領印を徴するものとする。  　５　（略） |
| ５ | （納入告知を受けた場合の事務）  第１１条　本事務組合は、委託組合員が徴収則第３８条第５項又は石綿則第２条の５第５項の規定による納入の告知を受けたときは、徴収及び納付簿に納入告知にかかる事項を記載するとともに、その納入告知書に指定された納期限の１０日前までに委託組合員にその納入通知書を送付するものとする。  ２　納入通知書の送付を受けた委託組合員は、納入通知書に指定された納期限の５日前までに、納入告知にかかる金額を納入通知書に添えて本事務組合に交付しなければならない。 | （納入告知を受けた場合の事務）  第１１条　本事務組合は、委託組合員が徴収則第３８条第５項又は石綿則第２条の５第５項の規定による納入の告知を受けたときは、徴収及び納付簿に納入告知にかかる事項を記載するとともに、その納入告知書に指定された納期限の１０日前までに委託組合員にその納入告知書を送付するものとする。  ２　納入告知書の送付を受けた委託組合員は、納入告知書に指定された納期限の５日前までに、納入告知にかかる金額を納入告知書に添えて本事務組合に交付しなければならない。 |

2

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＜参 考＞  　既に通知済みの変更内容となりますが、変更処理が行われていない事務処理規約が散見されますので、ご確認願います。 | | |
| 労働保険事務組合事務処理規約例 新旧対照表 | | |
| 頁 | 改正後（現在） | 改正前（平成30年11月以前） |
| １ | （委託事務の手続）  第３条  　３　本事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿（徴収則様式第１６号・石綿則様式４号）」に所定の事項を記載し、本労働保険事務組合事務処理規約を当該事業主に交付するものとする。 | （委託事務の手続）  第３条  　３　本事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿（徴収則様式第１８号・石綿則様式５号）」に所定の事項を記載し、本労働保険事務組合事務処理規約を当該事業主に交付するものとする。 |
| ２ | （賃金総額等の報告）  第６条  　２　本事務組合が、東京労働局歳入徴収官からメリット事業にかかる労災保険率及び東京労働局長から特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿（徴収則様式第１７号・石綿則様式第５号）」（以下「徴収及び納付簿」という。）に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。 | （賃金総額等の報告）  第６条  　２　本事務組合が、東京労働局歳入徴収官からメリット事業にかかる労災保険率及び東京労働局長から特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿（徴収則様式第１９号・石綿則様式第６号）」（以下「徴収及び納付簿」という。）に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。 |
| ３ | （被保険者の異動等に関する報告）  第８条  　３　本事務組合が第１項の通知を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（徴収則様式第１８号）」（以下「事務等処理簿」という。）に所定の事項を記載するものとする。 | （被保険者の異動等に関する報告）  第８条  　３　本事務組合が第１項の通知を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（徴収則様式第２０号）」（以下「事務等処理簿」という。）に所定の事項を記載するものとする。 |
| 頁 | 改正後（現在） | 改正前（平成29年4月以前） |
| 7 | 第7章　個人情報の保護  （個人情報保護の徹底）  第２５条　委託組合員及びその使用労働者に係る本事務組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報の保護の徹底を図るために必要な事項は、○○○（注、母体団体をいう。）の総会等の議決機関の承認を経て別に定める。 | 第7章　特定個人情報の保護  （特定個人情報保護の徹底）  第２５条　委託組合員及びその使用労働者に係る本事務組合が保有する特定個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、特定個人情報の保護を徹底しなければならない。特定個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、○○○（注、母体団体をいう。）の総会等の議決機関の承認を経て別に定める。 |

3